

第5回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第5回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年9月28日（水）8時15分～9時39分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・消費者教育に関する取組
- ・消費生活相談に関する対応

4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・西田 公昭 立正大学教授
- ・宮下 修一 中央大学教授
- ・山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻でございますので、第5回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日も朝の早い時間帯での開催で大変恐縮ではございますが、委員の先生方とオンラインでおつなぎして開催いたします。

本日も河野大臣にも御参加いただいておりますので、大臣から御発言があればお願ひいたします。

○河野大臣 おはようございます。

今日もこのような時間になってしまいまして、誠に申し訳ございません。にもかかわらず、委員の皆様には御参加をいただいて、本当にありがとうございます。

今日も忌憚のない御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河上座長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議の資料の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 本日の資料について確認をお願いいたします。

消費者庁提出資料1及び2、紀藤委員提出資料、芳野委員提出資料、参考資料1から4までございます。もしお手元に届いていないなどがありましたら、挙手でお願いいたします。

ありがとうございます。

○河上座長 早速、本日の議事に入ります。

本日は、「消費者教育に関する取組」「消費生活相談に関する対応」でございます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○山地課長 それでは、消費者教育の取組につきまして、消費者庁提出資料1に基づき説明させていただきます。

まず、消費者教育の目的及び具体的政策の柱について御説明申し上げます。

消費者教育につきましては、消費者教育推進法が2012年に公布・施行されてございますが、こちらに基づいて推進してございます。

消費者教育の目的は、だまされない消費者、そして、だまされないだけでなく、自分で考える、行動する消費者の育成でございます。

具体的施策は、閣議決定の基本方針に基づき推進してございます。ポイントは4点でございます。ライフステージに応じた消費者教育の実施。消費者の特性に配慮した教材の開発、情報提供による担い手支援。消費者教育の担い手間の連携・協働の推進。金融経済教育や環境教育等、他の消費生活に関連する教育との連携推進でございます。

政策推進の枠組みでございます。推進法に基づき設置されました消費者教育推進会議において、施策の在り方等を御議論いただいてございます。推進会議につきましては、有識者20名のほか、文部科学省、金融庁等13省庁が幹事として参加いただいてございます。

例えば、成年年齢引下げにつきましては、本年1月に閣僚級会合を開催する等、様々なスキームで推進してございます。

3ページ、消費者教育の現状でございます。ライフステージに応じた場を活用して消費者教育を実施してきてございます。

学校では、学習指導要領に基づく実践的な教育の推進。例えば、2つ目の矢印でございますけれども、高等学校等における実践的な消費者教育の実施率につきましては昨年度91%でございます。

地域社会では、自治体における計画の策定、協議会設置が進みまして、各地の消費生活センター等を拠点といたしました地域の消費者教育は一定程度進捗しておりますと認識してございます。

今後の課題は、職域における従業員に対する教育の実施ということで、現在取り組んでおるところでございます。

また、消費者教育ポータルサイトにつきまして、本年3月に改修して充実してございまして、教材、講師、注意喚起チラシ等を掲載・共有を進めて、効果的な教育の実施を促進しておるところでございます。

次のページでございますが、参考として、先ほど申し上げました成年年齢引下げに関する関係閣僚会合が本年1月に開催されてございます。

次のページでございますが、成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針を本年3月に4省庁関係局長連絡会議で決定してございますが、4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を現在推進しておるところでございます。

次のページは参考でおつけしてございますが、こちらの取組で活用しております教材でございまして、新しく成人となる高校生向けの消費者教育の教材として、「社会への扉」というものを作成いたしました。高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任の理解、また、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育むことを目的といたしまして、クイズ形式で学ぶような生徒用の教材、教師用の解説書を作成し、消費者教育を推進してございます。

この教材の作成に当たりましては、消費者教育推進会議の下に立ち上げましたワーキングチームにおきまして、文部科学省と連携し、作成・展開してございます。

次のページから、靈感商法関連の取組について御説明申し上げたいと存じます。

まず、国民生活センターによる、開運商法や占いサイトに関する具体的な相談事案に基づく注意喚起チラシ「見守り新鮮情報」等の共有を進めまして、被害防止を促進してまいりました。

また、次のページでございますが、消費者教育ポータルサイトは4月から17万アクセスでありますけれども、学校や地域等において役立つ教材、注意喚起チラシにつきましては各自治体等におかれても作成されてございますので、こうした方々に掲載いただいて、相互に活用することを促進してございます。

また、西田先生に監修・作成いただきました若年者、高齢者・障害者向けのだまされやすさの心理傾向チェックシートにつきましては、政府広報オンライン等で公開したり、全

国の消費生活センターに配布等により、消費者の皆さんに自分事として考えるような取組も促進してございます。

次でございます。平成30年の消費者契約法の改正内容の周知啓発の取組ということで、リーフレットを作成して地方公共団体等に送付したり、地方公共団体等の要請に応じまして職員による講演・説明会を実施してございます。

また、地方自治体におきまして、高齢者、障害者等の消費者を見守るための関係機関によるネットワークの設置を推進してございます。ガイドブックやチラシ等、見守り活動に資する情報を提供いたしまして、地域における積極的な啓発活動、注意喚起に活用いただき、被害の未然・拡大防止、早期発見・解決を図ってございます。

最後になりますが、今後の消費者教育の取組方針として現在検討中の案でございます。いわゆる消費者力強化のための教材検討会の開催ということで、消費者生活に関する基本的な知識や批判的思考力を身につけられるよう、例えば初級、中級、上級の3段階で消費者力を測定・強化するための教材を検討・作成してはどうか。

また、トラブル事例につきまして、手口や対処法に関する教材の充実ということで、例えば動画教材とか、オンラインセミナーの実施を行ってはどうかといったことや、関係省庁や関係団体等と連携した啓発の強化をしていくことを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○加藤課長 続きまして、消費生活相談に対する対応につきまして、資料2に沿って御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。相談のあるべき姿、現状、対応の方向について、全体を整理しております。

図表の左側、オレンジ枠は相談までの入り口を表しております。上段の現状は、年間90万件もの多様な相談を受け付ける一方で、相談員の減少傾向に直面しているということ。また、消費者ホットラインの知名度にも課題を抱えているということでございます。中段があるべき姿です。これを踏まえた対応の方向性としまして下段、消費者ホットラインの周知・啓発、相談手法の多様化といった点がございます。

真ん中の緑枠でございますけれども、相談対応になります。上段の現状は、相談員の担い手が不足、相談対応のばらつきといった点が挙げられます。下段の対応の方向性としましては、相談員の担い手の確保、マニュアルや研修機会の充実、デジタル化の推進といった点がございます。

右側の黄色枠に移ります。相談対応後の出口という点です。上段にあります現状としまして、専門機関リストの不足とか紹介先のばらつきといった点がございます。下段の対応の方向性としましては、専門機関と連携して統一的な紹介対応ができるようにするといった点がございます。

3ページ目、消費生活相談の性質でございます。図表は、消費生活相談の商品別分類別

の件数でございます。消費生活センターには、特定分野の商品に限らず、多種多様な相談が寄せられていることが見てとれると思います。

4ページ、相談の入り口の現状です。上の棒グラフは、消費生活センターの認知度でございます。名前と内容、両方を知っていたという割合は31.8%、名前を知っていたという割合と合わせると87.1%となっております。下の棒グラフは消費者ホットライン「188（いやや！）」の認知度となります。こちらは名前と内容を知っていた割合は8.6%、名前を知っていたという割合と合わせると44.3%となっております。消費生活センターが一定程度知られている一方で、消費者ホットラインは認知度に課題があることがうかがわれる結果となっております。

5ページ目に移ります。図表は、消費生活センターの相談受付についてのアンケート結果です。電話、対面、郵送による相談のほか、メール・SNSやウェブ入力フォームでも相談ができるとしたら、最も利用しそうな相談方法はどれかという質問をした際の回答です。年齢別にみると、高齢者は電話の割合が高くなっています。一方で、若年層はメール・SNS・ウェブ入力フォームの割合が高くなっています。一部のセンターではメールやウェブ入力フォームを導入されておりませんけれども、大宗は電話でございますので、相談受付手法の多様化という点が課題となっております。

6ページ目、相談対応の現状に移ります。左図は相談件数の推移でございます。年間90万件程度で推移をしております。右側の図、緑色の折れ線は相談員の数です。3,300人ほどの相談員が対応しておりますけれども、このところ減少傾向となっておりまして、担い手の確保が課題になっております。

7ページ目に移ります。左の図は相談員の資格保有者の比率で、約8割が保有者となっております。右側の図は相談員の経験年数で、平均で見ますとおおむね10年ほどとなっております。知識を有する相談員が対応に当たっておりますけれども、多種多様な相談が寄せられて、法令等もアップデートされるということでございますので、相談員の質の向上のためにはマニュアルや研修の充実が必要となっております。

8ページ目、相談の出口の現状に移ります。グラフは、相談員が参照しているマニュアル等を表しております。オレンジ色の部分、専門機関等のリストは最もよく参照されるマニュアル類となっております。専門機関とも緊密に連携して、専門機関リストを充実させ、多種多様な相談に対応できる力を底上げしていくことが必要になります。

9ページ目、これまでの整理も兼ねて消費生活相談の対応フローを整理しております。

左側のオレンジ色、多様な相談や苦情を受け付ける場面で見ますと、窓口の周知ということが課題になっております。

真ん中の緑色、相談対応で見ますと、専門知識を持った相談員は聴き取り、問題点の整理、国センによる支援を受けつつ対応を進めていくというフローになっております。

右側の黄色、個別被害の救済の出口としまして、助言・情報提供、あっせんに加えまして、身体的被害や生活苦、心の悩み、親族関係等は必要に応じて専門機関を紹介し、国セ

ンによるADRを通じた紛争解決もあるという状況でございます。

真ん中の青色、政策対応の出口としましては、相談情報の分析、手口、事業者名等の注意喚起、業界団体への要望／指導、行政処分／摘発、消費者政策の企画立案といった出口がございます。

10ページ目に移ります。左のグラフのオレンジの線は、全国の消費生活センターにおけるあっせんの件数、青色はあっせんの率で、いずれも上昇傾向にございます。右のグラフ、注意喚起で見ますと、国セン、消費者庁を合わせて、令和3年度は50件実施をしているという状況です。

11ページ以下は参考資料ですので簡単に御紹介だけですけれども、12ページは消費生活相談のデジタル化の取組を表しております。黄色の枠が現時点での成果で、メールによる相談受付などの取組が広がりつつあるという状況です。PIO-NETの刷新など、デジタル化を推進しております。

13ページは、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催についてでございます。

14ページは、相談集中強化期間の合同電話相談窓口でございます。各分野で連携して対応を行っております。

15ページ以降は、消費生活相談以外の相談窓口の例を参考として添付をしております。

説明は以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

それでは、紀藤委員、芳野委員から御説明をお願いいたします。申し訳ありませんが、それぞれ5分程度でお願いいたします。

では、紀藤委員から。

○紀藤委員 最初の資料は、34ページを見ていただければ分かりますが、松本サリン事件の弁護団が松本サリン事件の弁護活動5年目に当たって、依頼者である4遺族と一緒に作成した、当時、御遺族と弁護団が何をしたかということを表す資料です。線を引いたのが御遺族と弁護団でやった活動です。

33ページを御覧ください。地下鉄サリン事件が起きて以降、松本サリン事件の弁護団でいろいろやってきたわけですけれども、1つは、上から5行目に、6月30日、東京都と国が宗教法人才ウム真理教の解散請求を申し立てるということが書いてあると思います。その後、8月10日に、前回言いましたけれども、遺族ら自身で宗教法人才ウム真理教の解散請求を申し立てるということをしました。それで、どういう経過があったかということについては、前回お話ししたとおりです。

そして、御遺族のほうで努力して、これは最初ですけれども、8月15日に預金の仮差押え決定を得たり、8月31日に御遺族の努力でオウム真理教への7000万円の送金の仮差押えをするとか、いろいろやってきたわけです。そういうことをやっていたところ、95年10月30日に、併合決定は出ずに、東京地方裁判所は宗教法人の解散命令を出すということになります。

その後、11月28日は遺族が信者らに訴えられるとか、いろいろあったのですけれども、12月11日に、松本サリン事件、地下鉄サリン、坂本弁護士、仮谷さん拉致事件の各被害者が連名でオウム真理教に対する破産申立てをした。これは各弁護団でしたところです。

それに遅れて翌日、国が破産申立てをして、12月14日に、前回話したとおり、1億円を積んで財産保全処分が決定して、資産が凍結していく。そういう流れがここで見ていただければお分かりになると思います。

被害者の不法行為債権さえ認められればできないことはないのですけれども、前回お話しとおり、不法行為債権の立証とか、保証金、予納金の問題がありまして、被害者が自助努力でそこのお金を確保するのはかなり困難が伴うというお話の証左として見ていただければと思います。

その次の資料の下から2番目に、PIO-NETという各地の消費生活センターが連携している相談内容を共有するシステムがあるのですが、PIO-NETの保存期間が10年と記載されていると思うのですね。

それで、先ほどの説明への質問とも関連するので後でも言いますが、例えば統一教会の靈感商法はもう40年ぐらいやられているわけですね。そうすると、一定程度継続する消費者被害に関して、10年の保存というのは果たして有用に機能するのだろうかというのに疑問があります。

それは、私自身が安愚楽牧場の被害の弁護団の弁護団長をやっていまして、実は安愚楽牧場が破綻したのは2011年なのです。ところが、和牛預託商法がかなり社会問題化したのは1997年です。それより14年前に遡るのです。当時、被害の実情を調べるために国民生活センターに弁護士会照会をしたところ、過去10年分しか出せない、保存がないと言われて、1997年のものが提出いただけなかったという経過がありました。

かなり長期間に継続する消費者被害というのは、安愚楽牧場でも4200億円規模になっていますし、靈感商法でも恐らく1兆円規模の被害があると思うのですけれども、そういう被害に対応するときには、保存期間があまりに短いとかなり厳しいことがあって、これは永岡大臣にも御協力いただいているところですけれども、1995年のオウム真理教事件のときの宗教法人審議会の議事録も1998年までしか現時点で公開されていません、それ以前が見られない、あるいは保存されていないことがあって、やはり長期間続く事件に関しては一定程度保存をする、あるいは公開するというシステムを国の方で構築しないと、被害救済がなかなか難しいのではないかと思いましてこの資料を提出しました。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

芳野委員からも説明をお願いいたします。

○芳野委員 それでは、この資料の3枚目を示していただけますか。ありがとうございます。

まず、日弁連は、1999年に「反社会的な宗教活動にかかる消費者被害等の救済の指針」

という意見書を発出しております。これは具体的被害救済に当たって、宗教に名を借りた行き過ぎた資金集めや人権侵害の問題が生じた場合に、どのような基準で行き過ぎたと考えるのか、宗教団体等の性格を判断する上での物差しとなるような判断基準を提案したものです。

次のページを見てください。意見書の内容は、目的、実態と対策、判断基準、その解説という構成になっています。お時間が5分ということですので、今回はそのサマリーについて御説明させていただきます。

資料の最初のページが抜粋の部分になります。

まず、判断基準作成に当たっての基本的な考え方について確認をしておきたいと思います。

前提として押さえておくべきことは、内心における信仰の自由は絶対的、無制限な自由ではあるけれども、それが対外的な宗教活動や宗教的結社の自由となると、社会的な存在としての公共の福祉の下、一定の制約を受けるということです。また、日本国憲法の下では、まず個人の自由が優先し、それを前提にして宗教活動の自由が構築されており、これが逆になるのは本末転倒ということになります。すなわち宗教団体の持つ信教の自由はどうあるべきかという問題は、個人の自由の優越性を念頭に置いて議論されなければなりません。その上で、判断基準についてこちらに並べてあります。

まずは、資金集めとしての活動上の問題です。（1）献金等の勧誘に当たって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。①先祖の因縁やたたりあるいは病気・健康の不安感を極度にあおって、精神的混乱をもたらす。②本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。③多人数によりまたは閉鎖された場所で強く勧誘する。④相当の熟慮期間を認めず、即断即決を求める。

次に、（2）説得、勧誘等の結果献金等をした場合、献金後間もない期間（例えば1か月）は、その返金の要請に限り誠意を持って応じているか。

（3）一生を左右するような献金などをし、その団体の施設内で生活してきた者が、その宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。

（4）一定以上の献金者に対してはその宗教団体等の財政報告をして、使途について報告をしているか。

（5）お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

次の観点で、信者・会員の勧誘について。（1）勧誘に当たって、宗教団体の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務を明らかにしているか。

（2）本人の自由意思を侵害する態様で不安感を極度にあおって、信者になるよう長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行わせることがないか。

次のページをお願いします。

次は、信者及び職員の処遇です。（1）献身や出家など施設に泊り込む信者・職員について、①本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。②宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げていないか。③信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡を取っているか。

（2）宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されているか。

最後が、未成年者、子供への配慮です。（1）宗教団体等は、親権者・法定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設内で共同生活させるような入信を差し控えているか。

（2）親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。

（3）子供が宗教団体等の施設内で共同生活をする場合、親権者及びその宗教団体等は、学校教育法の小・中学校で教育を受けさせているか。また高等教育への就学の機会を妨げていないか。

（4）宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境について我が国の標準的な水準を確保し、本人にとって到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

以上のような判断基準に当てはめて、実際に起きている相談や問題が果たして宗教活動としての範疇を逸脱して人権侵害とまで言えるかどうかを検討することが必要であるということで提言させていただきました。

この提言の時点では、1999年の提言ですから、オウム真理教の事件が社会的に非常に問題になった時期で、オウム真理教の事案の部分についてかなりフォーカスされた基準になっていますが、これは時代とともに内容によって変化していくものであると考えております。

消費者センターをはじめとして、この種の問題の相談窓口になる機関が問題を判断するに当たって、今回のテーマですけれども、このような判断基準を考えることは大切なことではないかと考えております。

これまで相談体制について、宗教だからといって本来きちんと対応すべき事案についても及び腰になっていないか、相談がされていても放置されていないかを検証する必要があるのではないかでしょうか。

靈感商法として消費者被害に位置づけられる相談については、判断基準を満たすものは、仮に相手側が宗教団体であったとしても、消費者被害を救済するために毅然と対応することは言うまでもありません。

しかし、全ての相談を従来考えられてきた消費者被害にくくることは難しいことも事実です。個別の問題に取り組んでいる消費者センターや弁護士、弁護団による法的対応で解

決するのは難しい側面もあります。

個別の問題についてのカウンセリングが必要だったり、子供の問題については子供の専門家によるフォローが必要であるということもあります。それは法律的な専門家では対処できないこともあります。

また、消費者問題でない場合は、情報共有や情報集積する場所がなく、対応するにも横の連絡を取る体制もありません。そのため、深刻な悩みを抱えた本人や家族にとって相談する場がなく、個人や家族内での悩みや困難を募らせています。そこで、この問題に対処できる相談センターを設立したり、体制を整えることも求められているのではないかと思うか。

以上のように、日弁連は1999年にこのような意見書を発出していますが、靈感商法もオウムの問題も一時期盛り上がって問題視されるけれども、しばらくすると改善されないまま放置されて、形を変えながら水面下の被害が広がり続ける事態が続いています。

だからといって、問題を整理せずにやみくもに取り締まるという視点ではモグラたたきになってしまい、むしろ宗教活動の自由が不当に制限される危険性もあります。

そういう観点で、問題が起きる都度、この指針を考えていくことが必要ではないかと考えまして、1999年の段階で日弁連が発出した意見書についての御説明をさせていただきたいと思いまして時間を頂きました。

最後に、この基準をそのまま消費者契約法などの条文、法律改正の要件にしてしまうというのは、靈感商法はどんどん形を変えていくという実態で、かえって救済を狭めることになる危険もあります。

消費者契約法の取消事由としては、前回、宮下委員から御説明があったように、付け込み型とか目的秘匿型というふうに、取消しを認めるというように大きな枠を捉えた形での取消事由を認めて、その実際の当てはめに今回の基準のような事実を提示していく。こういうことは被害者救済のためには大変よい方法ではないかと考えております。

お時間を頂きましてありがとうございました。以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問がありましたら、順次お願ひいたします。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

私からは3点質問させてください。

まず1点目ですけれども、これは消費者庁にお伺いすることになるかと思います。紀藤委員から先ほどオウム真理教の時系列を示していただいて、前回も私のほうからも問題提起させていただいた、当事者、利害関係人が宗教法人に対して解散命令請求をすることがいかにハードルが高いのかを御質問し、その内実について先週、今週と紀藤委員に教えていただきました。

そう考えていくと、質問、解散命令請求の主体は政府になってくると思うのですけれども、条文を見ると、実は政府とは書いていないわけで、所轄庁と書いてあります。そして、質問ができる所轄庁はどこなのかという話ですけれども、所轄庁が文部科学省でないときはというような規定があるので、つまり、所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめというように、文言を見ると所轄庁は必ずしも文部科学大臣に限らないことが前提とされていると思います。

そこで、一般論として質問ですけれども、例えば特定の宗教法人が靈感商法に象徴されるような法令違反、あるいは社会的問題を抱えているときに、所轄庁として消費者庁が質問権行使したり、それに基づいて解散命令請求をかけることが一般論として可能と考えられるのかどうかという点を1点教えてください。

2点目ですけれども、先ほど消費者教育に関して、「社会への扉」を活用した実践的な消費者教育の実施率は91%という御説明をいただきました。この実践的な消費者教育の中で、靈感商法というのはきっちり教えられているのでしょうか。教えられていないのだったら、そのハードルは法的あるいは実務的にどんなところにあると考えていらっしゃるのでしょうか。

これまで、靈感商法というとどちらかというと高齢者の方に向けた対策と捉えられてきたきらいがありますが、今回、宗教2世の問題もこれだけクローズアップされてきましたし、宗教を隠れみのにした搾取の構造は厳然としてあるわけで、そうだとすると、宗教だからといってタブー視せず、こういう社会的現象を高校生を含めて消費者教育の中できちっと伝えて、それをどう避けるか、どう救済できるのか、どこに相談できるのかということをちゃんと教えることが必要だと思いますので、現状を教えてください。

3点目、質問の最後です。消費生活相談のあるべき姿ということで、専門機関と連携して統一的な紹介対応をしようという方針を教えていただきました。この点、皆さんのほうが私よりも御存じだと思うのですけれども、マインドコントロールを解くためのカウンセリングが今問題となっている事象の解決のためには根本的に極めて重要なのですけれども、現状はとても少ない人数で手弁当でやっていると聞いています。

リストの充実とあったのですけれども、政府として、リストを充実させるだけでなく、リストに挙がった関係機関を人員あるいは予算ともにバックアップしていくことにもう一步踏み込まないといけないのではないかと思うのですけれども、この点、消費者庁としてどういうふうに考えているのか。この3点をお聞かせください。お願いします。

○河上座長 それでは、消費者庁のほうからお願ひします。

○尾原課長 消費者庁でございます。

まず、第1点目でございます。宗教法人をはじめとする、法人規制の話について御質問をいただいたかと思います。本件につきましては、文部科学省等に確認する必要もございますので、事務方で引き取らせていただければと思います。それが第1点目でございます。

続きまして、担当課のほうから順次説明させていただきます。

○山地課長 消費者教育についてのお尋ねがございました。御紹介申し上げました「社会への扉」に靈感商法に関する事項は入っているのかということだと認識してございますけれども、結論から申し上げますと、現在ではそちらについては入ってございませんが、今、盛り込むような改訂を検討しているところでございます。

また、先ほどの資料の12ページにございますように、これから教材開発において行つていきたいということを検討しているところでございます。

以上でございます。

○加藤課長 3点目にいただきました専門機関と連携した統一的な紹介の対応という点ですけれども、関係機関を含めまして、確かに手薄な体制で手弁当でといったところもあるかと思います。必要な予算があればというところではございますけれども、大事な御指摘だと承りました。

○河上座長 それ以外にいかがでしょうか。

田浦委員、どうぞ。

○田浦委員 田浦でございます。ありがとうございます。

今の菅野委員の御質問にも関連するかと思いますけれども、消費者教育と相談対応についてお話をします。

自治体の住民向けの消費者教育・啓発について、相模原市の例をお話します。市民の方に悪質商法の手口や留意点等の情報を伝える方法として、ざっくり分けまして対面で直接話す出前講座と間接的に伝える情報提供がございます。

出前講座は、相談員が講師として講座に出向くもので、対象は学校、公民館の高齢者学級、自治会、高齢者支援センター、福祉関係の団体などが主なところです。成年年齢引下げに伴って、学校現場との連携も増えています。

出前講座以外の情報提供の方法としては、広報誌や地域情報誌への掲載、市のホームページへの掲載、メールやSNSマガジンの配信、地域向けFMラジオによる配信、消費生活情報誌の発行などがあります。

出前講座で伝える内容としては、相談件数の多い手口や事例を優先的に取り上げまして、クーリングオフや取消しについての説明を加え、消費生活センターの案内は必ず入れております。

ここ数年は、詐欺的な定期購入、副業や投資、もうけ話、リフォーム工事、商品が届かないネット通販などのトラブルがとても多くございまして、靈感商法、開運商法として取り上げることは少なかったかもしれませんけれども、インターネットトラブルの一つとして占いサイトに触れたり、消費者契約法のところで靈感商法の説明をしています。

開運商法特有の御先祖のたたりとか運勢をよくするなどのトークがなくても、本来の目的を言わずに誘われたり、口止めされたりして、おかしいと感じたときに、消費生活センターを思い出して御相談いただければ、解決に向けてのサポートができますし、被害に遭っていない場合でも情報提供として受け付けて記録に残すことができます。

トラブルに遭ってしまってからでは被害回復が難しいこともありますので、未然防止が何より大切です。そのためには、トラブル情報の収集先と相談窓口の2つの周知が重要と考えます。国民生活センターのホームページはトラブル事例や対処法などが豊富に掲載されていますし、消費者庁のホームページも特定商取引法や消費者契約法等の条文や解説、業務停止等の処分事案や注意喚起の情報が載っておりますので、信頼できる情報収集先としてスマートフォン等のお気に入りに入れておいていただきたいと思っております。

それから、相談窓口としての消費生活センターの電話番号ですけれども、最近は「消費者ホットライン188（いやや！）」へ相談が入ることも増えておりますので、この番号を設けた意味は大きいと感じています。覚えやすい188の番号の周知が重要だと思います。

次に、消費生活センターの相談対応についてです。消費生活センターでは必要に応じてあっせんを行っています。クーリングオフ期間が経過しているような場合、通常は当事者の方から相手方事業者に対してお手紙を発信していただきます。そして、そのお手紙を基に、センターの相談員が事業者と当事者の間に入って、解決に向けて話し合いを進めていきます。

お手紙には、それまでの経緯と、相手方事業者に求める内容、例えば契約を取り消す、お金を返してほしいなどを書きますが、それには理由を書き添えるので、ある程度気持ちが定まっている必要があります。返金を求めようかどうか迷っていて、気持ちが定まっていない段階の場合はほかの相談窓口を御案内することもあります。

靈感商法に関連した案内先としては、法律相談や弁護士団体がございます。そのほか、家族関係や心の問題の相談を受ける自治体の中のほかの窓口、大学生の場合は大学の相談窓口等が挙げられます。

靈感商法の場合、当事者が被害に遭っているという認識がないまま契約を重ね、時間が経過してしまう傾向があるようですので、時間をかけて当事者や家族の支援をする、より専門的な窓口が必要なのではないかと思います。

ありがとうございました。

○河上座長 どうもありがとうございました。

では、事務局のほうからお願ひします。

○尾原課長 事務局でございます。

先ほど菅野先生から御質問いただいた宗教法人法のところで、文部科学省以外の所轄庁という話がございましたけれども、宗教法人法で都道府県知事が基本になります。広域にまたがるときは文部科学大臣になりますので、文部科学大臣以外のところは都道府県知事になるかと思います。

補足でございます。

○河上座長 いかがでしょうか。

特に、前回、宗教2世の話も出てまいりましたけれども、宗教2世の方々に対して子供の対応というのは、センターとかそういうところでは経験されておりますか。

田浦委員、お願いします。

○田浦委員 宗教2世の問題は、私の記憶の範囲では入っていない現状です。

○河上座長 それでは、紀藤委員、お願いします。

○紀藤委員 今の座長の御質問は非常によい質問だと思いますので、消費者庁の今日の説明の方にも聞いてみたいと思いますので、質問として1つ入れておいてください。

その上で幾つかあります。1つは、PIO-NETの保存期間が先ほど10年という話をしましたけれども、PIO-NETについては、特定の団体に関して継続的に相談がある場合に、例えば10年目に廃棄する場合に当たって、まだ10年間問題が継続中のある特定の団体、悪徳商法の団体、企業でも構いませんし、宗教団体でも構わないのですけれども、そういう団体があるときに、PIO-NETの保存期間をその特定の団体に対して延ばすことができるのか。もし延ばすことができないのであれば、それは不十分ということになりますし、延ばすことができるのであれば、その法的な根拠を教えていただきたいというのが1つです。

もう一つは、今、文部科学大臣が所轄庁という話が出ましたが、文部科学省は1995年に宗教法人法の改正がなされるときに、宗教法人審議会の答申で、苦情の相談窓口の設置を民間ないし文化庁宗務課の中に設けたほうがいいのではないかというような審議会答申がなされているのですね。

その関係もあるのですけれども、その審議会答申は全く実行されずに現在まで来ているのです。ということは、所轄庁である文化庁宗務課には苦情の窓口がないということですので、対応しようにも対応する根拠がなかなか収集できないという問題点がありまして、それは本来質問ができるとか解散命令ができるという立てつけとかなり矛盾している構造にあるわけです。それとの関係で、PIO-NET情報はそもそも文化庁宗務課に共有されているのかどうかというのが2点目です。PIO-NETの情報が共有化されているのであれば、文化庁はそれを見る能够性があるわけであって、情報の収集ができるのではないかと思います。

それから3点目は、PIO-NETは実名主義になっているのかどうかということです。先ほど相談と教育という話がありましたけれども、相談と教育というのは説明の順番が違っていると思っているのですね。まず相談があって、相談内容を踏まえた教育だと思うのです。今日の消費者庁の説明だと、先に教育が来て、後に相談が来るという立てつけは、私は実務を考える場合は違うのではないかと思うのですね。先に相談があって、そういう相談に対応するのが教育だと思うので、やはり相談あっての教育だと思いますので、それとの関係性もあるのですが、まず相談が実名で登録されているのかどうかです。仮に登録は難しいという議論があるのであれば、できる限り実名で登録するようになっているのかどうかです。実名というのは、相手方企業とか相手方団体という意味です。

それから、教育の現場で抽象的な教育になっていないかということです。ある種特殊な問題があるとき、例えばジャパンライフであるとか、前回出たWILLとか、そういった行政処分が出ている団体に関して曖昧に教育していれば、やはり問題が大きいのではないかと思いますし、靈感商法の場合も同じだと思うのですね。一定の特定の集団が靈感商法を

引き起こしているときに、特定の集団のことを説明しなければ、被害の防止に役立たないのでないかと思いますので、そういった形の実的なことがなされているのかどうか。

4点目は、先ほど言ったように、相談と教育との関係が連関しているのかどうかです。つまり、相談の内容が教育に反映しないと、予防に勝る被害救済はないわけですので、その連関がうまくいっているのかどうかということです。

それから5点目は、専門家の教育です。さっき話が出ていましたけれども、マニュアルがあるようですね。消費生活相談に関する対応についての御説明で、あるべき姿ということで、相談員が充足し、いつでも、どこに住んでいても質の高い相談が受けられるという内容が記載されていて、専門家であることの教育が必要なのですけれども、一方で、カルト的な団体に関する相談内容は、消費者以外に限らず、家族被害とか、子供の人権問題、女性の人権問題とか、多岐にわたるわけですね。個人の人権を守る、あるいは市民の安全・安心を守るという立場からはかなり多岐にわたるわけですけれども、そういった内容が果たして相談者として共有できているかどうかという問題があります。

これについては、フランスのセクト規制法がつくられる過程の中で、MIVILUDESという省庁連絡会議をさらに拡大した、担当大臣をついている内閣府的なセクションがあるのです。MIVILUDESというのは日本語では「セクト的逸脱行為関係省庁警戒対策本部」という言い方をするのですが、この中では、2021年に再編成して予算を拡充して、ガイダンス評議会というのをつくって、そこにマリー・フランスという、『モラル・ハラスマント』という家庭内のマインドコントロール的な被害、モラル・ハラスマントに関する本を1998年に出した方がおられるのですけれども、そのマリー・フランスさんという精神科医の先生を評議会の委員に選任するとか、専門的な役割を担わせているのです。

ですので、先ほど西田先生の話が出ましたけれども、相談員の質を上げる、あるいは相談員の知識を広げるということで見ると、もっと幅広い範囲のことが必要ではないかと思いますし、そこの相談窓口にいろいろな方が参画できる、民間活用ということも大事で、第1回目に私が相談窓口として、私の著書の『マインド・コントロール』の最後に挙げたところに相談窓口が掲示されているわけですけれども、そういう方々の活用ですね。仏教者やキリスト教者も含めて宗教者の活用とか、そういったことまでどこかでなされているのかどうかについてお答えいただければと思います。

○河上座長 たくさん御質問があったのですが、PIO-NET関係で幾つか御質問がありましたので、山田理事長にお願いできますか。

○山田委員 山田でございます。

紀藤先生の冒頭の御提案の中でも、長期にわたって被害が発生するような事案については、不当な行為の態様いかんにかかわらず、その分についての文書や情報の保存も長期間に行うべきであるという御提案があったのかなと思いましたけれども、後半の御質問の中でPIO-NETに関する御指摘、御質問があったかと思いますので、その点について御説明をさせていただきます。

先生が提示された資料は、国民生活センターの文書の保存期間を定めた基準でして、その中ではPIO-NETに関する情報は10年と保存期間を規定しています。文書あるいは情報データの保存ですので、基本的には一定期間を過ぎた場合には処分をしていくというのが基本的な立てつけでありまして、公文書を含めて、私たちもそうした準則に基本的に沿った形で個々の文書の種類に応じた保存年限を定めています。そこで、現在、PIO-NETに関する相談情報については10年と規定しています。

PIO-NETの情報は基本的にデータで保存されておりますので、長期間にわたって保存することになりますとデータ量が増えますので、下世話な話で恐縮ですけれども、それに応じて容量とか処理能力を引き上げる必要がありまして、それに応じたコストがかかってくる。

また、古いデータを使い続けられるようにしておく、古いデータ形式のものをそのまま保存しておくのは、システムを変えていくたびにその扱いが難しくなってくるのではないかということも考えられるのではないかと思っています。

ただ、長期間にわたって保存しておくことにメリットがあるのだという御指摘もあるうかと思いますので、こうしたメリット、また、特定の事業者についてだけ、ある程度の期間にわたって残しておくことの現実的 possibility に加えて、長期間保存することによって起こるかもしれない負荷、こうしたものを合わせて、先ほど消費者庁からの御説明にもございましたけれども、現在、消費生活相談のDX化を進めているところでございます。その中で消費生活相談の情報の取扱いも検討あるいは作業を進めているところでございますので、その中でどのようにしていくのがいいのかというのを検討していきたいと思います。

それから、相談内容の登録のお話があったかと思います。これは、相談者から聞き取った内容を各消費者センター等で登録していただくことになりますけれども、そこで聞き取っていただいた内容を登録しておりますので、相談者の方が取引、契約の相手方、それ以外にも取引関係に関わっている相手方が分かっている場合には、その内容も併せてPIO-NETの中に登録されています。

若干踏み越えてしまうかもしれませんけれども、私どもはPIO-NETに載っています情報を基に注意喚起などを行っておりますので、こうした注意喚起が相談現場だけではなくて、その後方にある教育の現場でも、あるいは相談員さんたちに対する研修の現場でも使っていただいていると考えています。

もし不足がありましたら、またお尋ねいただければと思います。

以上です。

○河上座長 今の話にもありました、教育現場等で具体的な宗教事例なんかについて扱っているのかどうかという辺りをお願いします。

○山地課長 消費者教育の担当でございます。

学校現場等の教育現場で特定の団体等についての教育が行われているのかというお尋ねだったかと存じます。特定がよいのか、抽象的なことがよいのかというのを非常に悩ましいと考えてございますけれども、まずは基本的な力を身につけていただくということで、

先ほど御提出申し上げました6ページの資料、「社会への扉」でございますけれども、具体的なケースに準じたような、若者の現場で多くなっているようなものにつきまして、クイズ形式で、まずは基本的な力を身につけていただくような教材になってございます。

宗教団体を特定に挙げてということは現在やっていないところでございまして、そういった問題につきましては悩ましいと考えてございますけれども、検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○河上座長 宗教2世の問題について消費者庁から簡単にお答えいただいて、その後、西田委員に質問をお願いしたいと思います。

○尾原課長 消費者庁でございます。

今、出ているお話は、先ほど担当のほうからも御説明しましたけれども、法務省を中心にして9月、合同相談窓口のほうでどのような相談が漏れなくできるかということを集中的にやっているところでございます。そのような動きも見ながら、我々としても必要な対応をしていきたいと思っております。

○河上座長 オウム（真理教の事件）のときに、児童相談所での保護とか、子供の就学支援とか、いろいろなことが既に議論されたと伺っておりますので、その辺も含めて庁のほうでも検討いただければと思います。

それでは、西田委員、お願ひします。

○西田委員 質問というよりは意見になってしまふと思うのですけれども、まず、消費者教育です。私、消費者庁とも連携して幾つかやってきておるわけですけれども、その感想です。

とにかく、一般人は法律の中身を知らないわけです。また消費者契約法には非常に難しい表現もありますし、今の事情だと、一般の人々には何が書いてあるのか分からぬといふぐらいで、そういう状況では知識として与えられていないのと同じだから、それでは自分を保護する効力を発揮できない状態にあるということ。それがまず基本認識です。

それから、靈感商法に関しては、オカルト的な思想に非常に影響されるわけですね。それが、一般の学生とか、ここ30年でもいいし、40年でもいいし、私が見てきている間に、科学的思考力がアップしてきたかというと、全然そう思わないのです。つまり、相変わらず非科学的なものに対する思考は、文化的にも定着しているせいか、一定層の人がすぐにそういうのを信じてしまうわけです。そういうことから、消費者教育は、学校教育との連携とさっき御説明がありましたけれども、うまくいっているとはとても思えない現実です。

また、社会教育において、高齢者等に関しても同じことでありますし、せっかく消費者庁が資料をつくるなど、いろいろやっているらっしゃるのですけれども、一般人にとってみればそれへのコミットメントが低いというか、自分の問題として深く考えていない人も多いことが原因だろうと思うのですけれども、消費者教育を推進していくても、残念ながら一般の人々に伝わっていない。

まとめますと、一般人は法を知らないこと、教育現場との連携が不十分であること、そもそも教育の中身そのものが、靈感商法等対策に合わせて十分ではないということ。この3点があると思います。

それから、窓口の問題ですけれども、まず、2世の方が相談に行くかを考えるときに、今はその看板が立っていないので行くはずがないのです。確かに、何らかの宗教グッズを買った家族がいるという場合だったら、もちろん消費者センター等に相談に行く可能性はあるけれども、その段階では、とても心を病んでいる方々が普通です。そうすると、すぐに、未成年ならば児童相談所のようなところとか、社会福祉系の人々とか、精神保健福祉士であるとか、いろいろなところとの連携がすぐに必要になってきます。場合によっては精神科医も必要になります。そんな現状を考えると、お金相談以外の窓口が十分に開いていないので、ほぼ泣き寝入り状態というか、悩んでいるだけでどこにも相談できずに終わっていると思います。

それを改善するためには、例えば児童相談所に関しては公認心理師や精神保健福祉士のような専門家を確実に配置して、かつ、彼らに研修ないし教育のプログラムの中に、マインドコントロールとか、科学的思考方法といった対処方法を学ばせないとならないです。今の公認心理師は、一般にそんな知識がありませんので、相談を受けても対応できないレベルです。つまり、資格取得の教育の中にそういう科目がございませんので、ほとんどカルト問題の対応について知らない現実です。ですから、そういった質的な向上が求められます。

3つ目の意見ですが、マインドコントロール対応に関しては2段階あるのです。1つは過激な行動をやめさせるというのと、思考そのものの間違いを正していくという2段階があります。

そもそも2段階目までやると、内心の自由の問題に触れてくる可能性があって、抵抗する方も多いのではないかと思います。しかし問題は、第1段階の脱過激化です。具体的には児童虐待をすると多額の献金をするという、過激な部分をコントロールしてもらうことが大事なのだろうと思います。そこのほうが介入しやすいと思います。

実は、このような捉え方は、いわゆる世界のイスラムテロリスト問題を中心とするテロ対策と同じです。脱過激化、Deradicalizationといいますが、そういう分野では世界中が検討してきていますので、その対策も参考になるかな、という思いがあります。

以上です。

○河上座長 大変貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、紀藤委員、お願いします。

○紀藤委員 ちょっとファクトの関係があるので、先ほど質問に答えられていないので、一つ。

PIO-NETの情報が宗務課に共有できているのかというのが先ほどの質問でお答えがないという点と、もう一つファクトの関係で、そもそも宗務課は相談窓口を持っていないわけ

です。そうすると、靈感商法との関係で言うと、消費者庁が最も資料を持っているわけです。そうしたら、消費者庁と文化庁宗務課はこれまで交流があったのか、なかったのか。ないのであれば、それ自体が問題をはらむわけすけれども、事実の問題としてこの2点をお答えいただきたいのです。

○河上座長 まず、庁のほうでいいですか。

○尾原課長 事務方でございます。

今、紀藤先生から御質問をいただいた幾つかのことについて、ファクトをまた文化庁のほうに確認する必要がありますけれども、PIO-NETはもし答えられるようだったら山田委員のほうからお答えいただければと思います。

関係省庁の連携につきましては、直接文化庁の担当課というわけではないのですけれども、消費者庁としては消費者行政について関係省庁の担当課長会議というものもございますので、そのところで関係省庁とやっているところでございます。

○河上座長 山田委員、お願ひします。

○山田委員 文部科学省の宗務課との連携があるのかという御質問だと思いますけれども、今手許に情報を持っておりませんので、文部科学省がPIO-NETを直接検索できる立場にあるかどうかは確認する必要があると思います。ただ、行政庁であれば、国民生活センターに対して具体的な情報提供照会をしていただければ、我々の可能な範囲で回答してきております。それは、PIO-NETの端末が配備されているかどうかにかかわりなく行うことができます。

○紀藤委員 そこは次回でいいですので、今まで消費者庁と宗務課とどういうやり取りをやってきたかという歴史とか、場合によっては文化庁宗務課を呼んだほうがいいと思うのです。文化庁宗務課は具体的にどうやって靈感商法の情報収集をしているのかということも含めて、次のテーマにでもしていただくような形を取っていただきたいと思います。

2世問題は、できれば2世信者の人を呼んで、2世信者の方はやめたときにどこに相談していいかという窓口の問題もあるので、そこは一度話を聞いてもいいのかなと思っております。よろしくお願ひします。

○河上座長 これはまた事務局のほうと相談して考えてみたいと思います。

○菅野委員、お願ひします。

○菅野委員 ありがとうございます。

続きで2点です。

西田さんに1点お伺いしたいのが、マインドコントロールを解くのは2段階あるというお話もありましたけれども、今それを担っているのが多くはキリスト教や仏教を含めた宗教界の方で、必ずしも宗教界の方に限らずとも、人間関係の支配・隸従関係とかはほかの現象でもあるわけで、ほかの専門家集団の力を借りるとしたらどんな方が考えられるのかというのを教えていただけたらというのが1点です。

もう一点は消費生活センターの田浦さんにお伺いしたいのですけれども、今は靈感商法

と献金の間にある、いろいろな形態がありますよね。ずっとこの検討会で問題になっていますけれども、それこそ1万円以上お気持ちで献金をしたらありがたい本をあげます、献金が幾らまで積もったらありがたいお祈りをしてあげますとか、こういうふうに対価関係があるかどうかが曖昧だったり、あるいは物でなくお祈りみたいに目に見えないものが対価だったり、いろいろなパターンがある中で、これは消費者契約で取り消されるのですかと聞かれたときにすごく困ると思うのですけれども、どんなふうに対応していらっしゃるのか、実務を教えてください。

○河上座長 それでは、西田委員、お願いします。

○西田委員 どんな人が対応できるかという点ですけれども、これを専門にやっている人というふうに限定すると、現状ではできる人が非常に少なくて難しいわけです。今後の期待もかけて言いますと、社会心理学や臨床心理学を身につけている人。そういう意味では、カウンセリング国家資格者として全国にどんどん輩出されている公認心理師に、こういった問題についての教育を新たにするのが合理的なのではないかと思っています。例えば、今のところではマインドコントロールについて授業を受けたこともない院生が多いと思うのですが、そういう人たちの必修科目にすればかなり広がっていく。これは靈感商法だけではなくて、いわゆる悪質商法全体の対策につながっていくだろうと思います。

また場合によっては、精神科医とか、宗教社会学の人とか、そういう専門の人々も対応してもらえるかと思います。けれども、実は私の提案では、各ケースに対して有効なチームをつくるべきだろうと思っていいます。専門家にケースごと全部任せのではなくて、対応するべきパートを分けて組織を立てるのが一番ですね。例えば、元信者さんたち、当該思想についての専門家たち、心理カウンセリングや福祉の専門家たちという感じで担当するパートを分けるとうまくいくのかなと思います。

○河上座長 田浦さんにお答えいただいて、その後、宮下委員にお願いします。

○田浦委員 1万円以上献金したら本をあげるとか、お祈りをしてあげるという場合ですと、物の販売、売買契約、あるいは祈祷サービスと考えられますので、消費者契約法で扱えるのかなと思うのですね。

献金だけというような御相談は、私の記憶の範囲ですけれども、そもそもないわけです。相談としては、以前出ていました占いサイトに関連したようなもので、それですと祈祷サービスと捉えられることができ、それで対応していきますので、今回の献金についての御相談自体があまりないということです。

それから、献金とか曖昧なところで消費者契約法で取り消せるのかと聞いていらっしゃる相談者はまずいらっしゃいません。西田委員もおっしゃっていましたけれども、そういう法律の知識を持たない方が、何か変な感じ、ひょっとしてだまされたのかなという感じで御相談くださるんですね。その御相談の内容を私どもが整理して、どういう法律で解決していくのかというのは私たちが考えることであって、そもそもそういう質問をしていらっしゃるような方はあまり被害に遭わない可能性もありますので、お答えもしたことが

ないというのが現状でございます。

○河上座長 では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 直接、今日のテーマの消費者教育あるいは消費者相談に関わらないかもしれないのですが、先ほど芳野委員から第3回でお話した私の意見に賛同する意見をいただきましたので、一言申し上げます。

今の田浦委員のお話にありましたように、献金を消費者被害と認識するというのはなかなか難しいところもあると思うのですね。そうすると、献金というものをもう少し直接的に規制するような法律が必要ではないか。第3回で私が報告したときにも、そういうことは考えていたのですが、その後いろいろ考えてみたところ、やはりそういうことが必要ではないかと思います。

その意味で、今日、芳野委員からいただいた報告の中で、資金集めとしての活動上の問題ということで、本人の自由意思を侵害していないかどうかという点が挙げられていますが、例えば、長時間の勧誘とか閉鎖した場所での勧誘をした場合には、そもそもそういう形で献金させること自体を禁止するとともに、これを例えば民事上も無効にする、あるいは取消しの対象にするというような方法が必要ではないかと思うのです。

参考になるのが、公益社団法人・公益財団法人認定法、いわゆる公益法人認定法と言われる法律の第17条でして、これは第3回検討会の資料2の5ページに掲載されており、第3回検討会の最後に田浦委員から御指摘をいただきまして、はたと気がついたところでもあるのですけれども、寄附の募集に関する禁止行為というのが第17条で定められておりまして、寄附をしない意思を表示した者に対して勧誘または要求を継続したり、あるいは、粗野もしくは乱暴な言動を交えて迷惑を覚えさせる方法で寄附の勧誘や要求をしたりすることを、禁止行為としています。これは、宗教法人法にはないわけです。

これを宗教法人法に入れるのがいいのか、あるいは特別な立法という形がいいのか、そこは議論の余地があると思いますし、そこはこれからいろいろ考えていくところだと思いますが、こういった禁止行為に加えて、こういったことをした場合には献金を無効という形にしていくのも一つの手かなと思います。

その意味では、日弁連の1999年の意見書は非常に重要な意味を持っておりますので、そこで示されている基準は、先ほど芳野委員からは全てを入れるのは難しいのではないかというお話をありましたけれども、入れるべきところは入れることができるのでないかと思っています。

もう1点だけ、例えば貸金業法とか割賦販売法では、年収をベースにして一定額以上の貸付けをすること、あるいは取引をすることを禁止しているという規定もございます。こういったように、年収をベースにして一定金額以上の献金をした場合には、その献金を無効という形にできないでしょうか。

ただ、難しいのは、貸金業法とか割賦販売法は本人の年収調査の義務を貸金業者とかクレジット会社に課しているのですけれども、それをやってしまうと、今度はカルト団体が

自分たちが狙っている相手の年収を把握してしまうことになりますので、ここは慎重な対応が必要なのですけれども、一方で、一定額以上の献金をすることに対する直接の規制はあってしかるべきだろうと考えております。

今日の主題とはずれますけれども、次回以降の議論につながる可能性もありますので、一言申し上げます。ちょっと時間がオーバーしてしまって、申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

○河上座長 では、それは次回以降の検討課題の中に組ませていただくことにして、菅野委員から手が挙がっていましたので、簡単にお願いします。

○菅野委員 2点です。

まず1点ですけれども、やはり対価、サービスのない献金について、宗教法人法などで、まずそういうこと自体、過度な献金は駄目なのだよという基準をきちっと立てることと、民事上、そういう献金は無効ないし取り消せるのだよという規定を何らかの形できちつとつけること。この両輪で対応していくことを宮下先生の意見としても伺いましたし、私もその点に賛成です。

この点で改めて、前回もお願いしたのですけれども、結局、献金と契約の関係を政府として、法務省も含めて、どう整理するのかということはきちんとキャッチボールをしたほうがいいと思うので、その取り計らいを事務方にお願いしたいと思っています。救うことが大事なので、もし自然債務を発生させる無名契約みたいな形である程度整理ができるのであれば、それもよし。そこで難しければ、別の方向も考えるということだと思います。

2点目ですけれども、先ほど田浦さんから、献金そのものに対する相談はほとんどないのだと伺って、改めて、自分が被害を受けていると気づいていない状態の人をどう救うかという論点が大事だということは皆さんも御案内のとおりだと思います。

この点で、家族が取り消せるみたいな方向に進むのか、それとも本人のマインドコントロールをきちんと解いて、しっかり気づいた段階で御自身が取り消せるというふうに時効の延長なんかを考えるのか。私は、本質的な個人の自由の観点から後者について深めたいと思っていますけれども、ここは検討の余地があると思うので、ぜひちゃんと議論させていただければと思います。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

本当はまだまだ議論をしないといけないと思うのですけれども、時間になりましたので、この辺で今回については閉じさせていただきたいと思います。

今までで、実は論点らしきものはかなり広く提示されてきたと思います。幾つか絞りながら、事務局で取りまとめに向けて材料を提示いたしますので、これまでの議論を振り返りながら、次回はむしろフリーディスカッションに時間を全て充てることにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○河上座長 そうしましたら、そのような形で、次回、これまでの議論をまとめる方向で深掘りすることにさせていただきたいと思います。

次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○尾原課長 次回は10月4日火曜日を予定しておりますが、詳細な日程等につきましては追って先生方に御連絡を差し上げた上で公表させていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○河上座長 今度は、朝早いということはないのでしょうかね。なるべくゆとりを持って時間をつくっていただければありがたいのですけれども、10月4日を一応予定しているということで、今まで1時間半ぐらいですけれども、少し余裕を持って設定できればいいなと思っております。

では、今日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。